

納付金返還規程

学校法人長沼スクール東京日本語学校

第1条（目的）

本規程は、学校法人長沼スクール東京日本語学校（以下「本校」という。）において、学則に基づき生徒が納付する納付金の取扱いおよび返還に関する基準を定め、日本語教育機関としての透明性および適正性を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

1. 本規程は、本校が実施する文部科学省認定日本語教育課程に入学を希望する生徒および在学する生徒に適用する。
2. オンラインコースおよびプライベートレッスンなど、文部科学省認定対象外課程については、それぞれ別途定める規約によるものとする。

第3条（納付金の種類）

生徒が納付する納付金は、次に掲げるものとする。

- (1) 選考料
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) 施設利用料
- (5) 教材費等
- (6) その他、本校が別途定める費用

第4条（納付方法および納付時期）

1. 納付金は、本校が発行する請求書に記載された期日までに納付しなければならない。
2. 納付金は、授業への出席の有無にかかわらず納付するものとする。
3. 本校は、入学時において1年を超える期間に係る納付金を一括して請求しないものとする。

第5条（入学前の入学キャンセルに伴う返還）

1. 入学申込後から、初回学期開始前までの間に、入学をキャンセルした場合の納付金の返還の有無および範囲は、本規程の一部を構成する「納付金返還規程 別表」に定めるところによる。

第6条（入学後の退学に伴う返還）

1. 入学日以降に生徒が自己都合により退学した場合、当該退学の時点で既に開始されている学期に係る授業料、施設費および教材費等は返還しない。
2. 退学届が受理された時点で、未だ開始されていない学期に係る授業料、施設費および教材費等の返還の有無および範囲は、本規程の一部を構成する「納付金返還規程 別表」に定めるところによる。
3. 本条による返還は、校長による退学の許可があることを条件とする。

第7条（懲戒処分による退学の場合の取扱い）

1. 学則に基づく懲戒処分として退学となった場合には、当該退学の時点で既に開始されている学期に係る授業料、施設費および教材費等は返還しない。
2. 当該退学の時点で未だ開始されていない学期に係る授業料、施設費および教材費等の返還の有無および範囲は、本規程の一部を構成する「納付金返還規程 別表」に定めるところによる。

第8条（不可抗力事由に関する取扱い）

1. 感染症の流行、天災その他本校の責に帰することができない事由により、授業がオンラインその他の代替手段により実施された場合であっても、納付金の返還または減額は行わないものとする。
2. 前項の場合に生徒が退学する場合の納付金の取扱いは、第6条の定めによる。

第9条（返還方法および手数料）

1. 納付金の返還を希望する生徒で、本規程第5条または第6条の条件を満たすものは、本校が定める所定の手続きにより、返還の申出を行うものとする。
2. 納付金の返還は、納付者の指定した銀行口座への振り込みを原則とする。
3. 前項の返還に伴い発生する振込手数料、海外送金手数料、為替手数料、中継銀行手数料その他返還に要する一切の費用は、全て納付者の負担とする。

第10条（規程の言語）

本規程は日本語を正文とし、日本語以外の言語による翻訳が作成された場合であっても、解釈はすべて日本語正文によるものとする。

附則

本規程は、「学校法人長沼スクール 学納金 納付・返金規程」（2025年7月1日改定）に代えて、2026年3月1日から施行する。

納付金返還規程 別表

1. 入学時 入学キャンセル申出時期と納付金の返還有無

納付金	納付時期	入学申込後	入学確定後 (選考合格 + CoE 交付)	初回学期開始後
選考料	入学申込時	返還せず	返還せず	返還せず
入学金	入学確定時(選考合格 + CoE 交付)	(未納付)	返還する	返還せず
授業料	同上	(未納付)	返還する	返還せず
施設利用料	同上	(未納付)	返還する	返還せず
教材費等	同上	(未納付)	返還する	返還せず

2. 中途退学時 退学申出時期と納付金の返還有無

納付金	納付時期	学期開始前	学期開始後
選考料	入学申込時	返還せず	返還せず
入学金	入学確定時 (選考合格 + CoE 交付)	返還せず	返還せず
授業料	初回は同上、以降半年ごと学期開始 2 週間前まで	返還する	返還せず
施設利用料	同上	返還する	返還せず
教材費等	同上	返還する	返還せず